

平成23年京都府人事委員会の 「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

本年の勧告の特徴

持家住居手当廃止・昇給抑制の1号給回復

- ・ 月例給 民間との給与較差▲782円（▲0.19%）を解消するため
 - ①持家住居手当廃止（年度内は経過措置として700円）
 - ②昇給抑制の1号給回復
 - ③給料表改定は見送り
- ・ ボーナス 民間の年間支給月数と概ね均衡しており、据置き（3.95月）

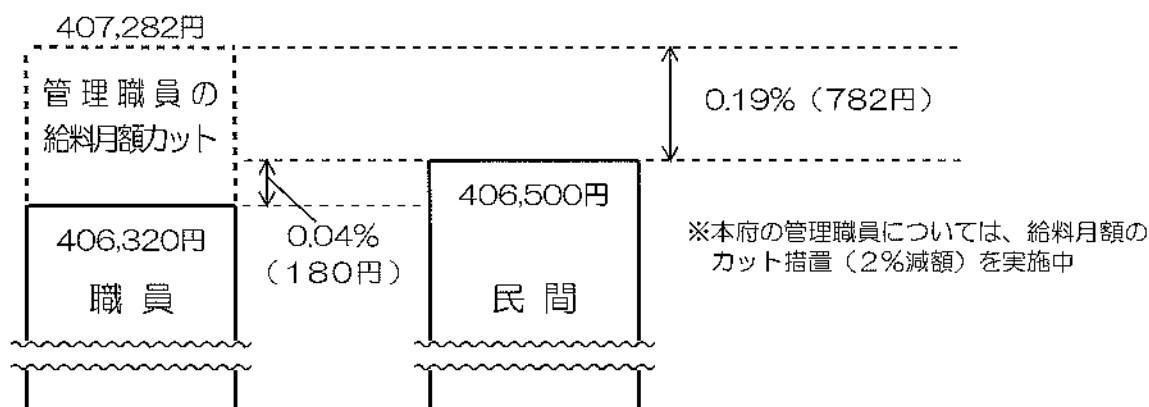
1 民間給与との比較

〈月例給〉

	民間給与	職員給与	民間給与との較差	
給料カット措置がない場合	406,500円	407,282円	▲782円 ▲0.19%	職員給与が民間給与を0.19%上回る
給料カット措置後（実支給額）		406,320円	180円 0.04%	職員給与が民間給与を0.04%下回る

備考 4月分給与について、役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士を比較(ラスパイレス比較)

公民較差イメージ図



〈ボーナス〉

	民間	職員
年間支給月数	3.97月	3.95月

※ 民間の年間支給月数と概ね均衡しており、据置き

2 給与改定の内容

(改定の考え方)

管理職員の給料月額カット措置がないものとした場合の職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本に対応

月例給の改定内訳

項目	内容	金額
住居手当(持家)	年度内 3,600円→700円(2,900円引下げ)	▲1,584円
昇給抑制の回復	給与構造改革により抑制してきた昇給を1号給回復	+792円
計	改定率：▲0.19%	▲792円

(注) 金額は、管理職員の給料月額カット措置がないものとした場合の額を基に算出

府職員の平均給与額

	改定前	改定後	差 額	平均年齢
月例給与	406,320円	405,528円	792円減	44.7歳
年間給与	6,534千円	6,523千円	11千円減	

(注) 管理職員の給料月額カット措置後の実支給額を基に算出

3 実施時期

条例公布日の属する月の翌月の初日(条例公布日が月の初日のときは、その日)

4 その他の課題

<給与構造改革における経過措置額の廃止>

今後の定年の段階的な引上げも見据え、国及び他の都道府県の措置状況に留意するとともに、本府の実情も考慮した上で、廃止に向けて検討を進める必要(報告)

給与以外の勤務条件等に関する報告

1 職員の勤務条件等

総実勤務時間の短縮を更に進めながら、心身の健康を保持増進し、仕事と生活の調和を図ることができる環境整備が必要

(1) 総実勤務時間の短縮

- ・ 全職員が、総実勤務時間の短縮を共通の課題・目標として常に認識し、主体的かつ一体となった取組が重要

(2) 健康の保持増進

- ・ 職員自らが心身の健康づくりに努めるとともに、管理職員が健康管理の責任者として取組を率先して実践するなど、全職員が一体となって継続的かつ積極的に取り組むことが重要

(3) 仕事と育児・介護等の両立

- ・ 育児・介護等への参画についての理解を一層深めるとともに、実際の利用状況等を把握・検証しながら更に必要な対応について検討が必要

(4) 非常勤職員の勤務条件

- ・ 今後も非常勤職員の職務の実態を十分に踏まえながら、その適切な処遇の確保に引き続き努めていくことが必要

2 人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・ 職員の年齢構成等を踏まえた長期的な視点に立った計画的な採用の実施及び採用後の職員が能力を伸ばしていけるような育成システムの整備等が必要
- ・ 引き続き、女性職員の積極的な登用が必要

(2) 高齢期の雇用問題

- ・ 年金支給開始年齢の引き上げにあわせて、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる等、高齢期の雇用問題に関する国家公務員の制度見直しの内容を踏まえ、検討を進めていくことが必要

(3) 公務員制度改革

- ・ 職員の能力・意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度の確立に向けた取組の推進が必要
- ・ 国における労働基本権の在り方の検討状況を注視しながら、引き続き、調査・研究が必要

参 考

モデル給与例（行政職）

職務段階	年齢 (級)	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与 額の差
			月 額	年間給与	月 額	年間給与	
係 員	25歳 (1級)	なし	円 211,678	千円 3,364	円 213,095	千円 3,386	千円 22
	30歳 (2級)	配偶者	264,107	4,178	266,069	4,210	32
主 任	35歳 (3級)	配偶者 子1人	321,332	5,137	323,403	5,170	33
係 長	40歳 (3級)	配偶者 子2人	370,494	5,902	369,338	5,887	▲15
課長補佐	45歳 (4級)	配偶者 子2人	427,610	6,898	425,909	6,874	▲24
課 長	52歳 (6級)	配偶者 子2人	557,908	8,817	555,757	8,786	▲31
次 長	55歳 (8級)	配偶者 子1人	657,926	10,736	655,882	10,707	▲29
部 長	56歳 (9級)	配偶者	715,478	11,654	713,862	11,634	▲20
行政職 平均	44.7歳	—	406,320	6,534	405,528	6,523	▲11

(注) 職務段階別モデル給与例は、大卒上級採用者を例に、給料（管理職員2%カット）、扶養手当、地域手当（9%）、住居手当（※）、管理職手当を基礎に算出

※ 25歳・30歳・35歳は職員住宅居住（手当非支給）、40歳以上は持家居住として算出

年間給与の変動

- ◆ 公務員給与が減少に転じた平成11年以降、平成19年を除き年間給与が減少又は据置きとなる状況が続いており、平成10年と比べて大きな減少

モデル例	年間給与額				増 減
〔 係長（40歳） 京都市内勤務 配偶者・子2人・持家 〕	H		H		
	10	7,313千円	23	5,887千円	1,426千円減 (19.5%減)

(注) 平成23年は、今回の勧告どおり改定した場合の給与額

人事委員会勧告の状況

	月例給与		期末・勤勉手当		備 考
	公民較差	改 定	支給月数 (年間)	対前年 増減	
平成11年度	0.26%	給料表改定	4.95月	▲0.30月	↑ <年間給与で初の減少> 管理職手当カット措置
平成12年度	0.10%	扶養手当改定	4.75月	▲0.20月	↑ 全職員昇給延伸措置
平成13年度	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年度	▲1.97%	給料表マイナス改定、 扶養手当改定 (配偶者マイナス、子プラス)	4.65月	▲0.05月	
平成15年度	▲1.08%	給料表、扶養手当 マイナス改定	4.40月	▲0.25月	↑ 全職員給与カット措置
平成16年度	▲0.01%	—	4.40月	—	寒冷地手当廃止(17年度～)
平成17年度	▲0.37%	給料表、扶養手当 マイナス改定	4.45月	0.05月	給与構造改革(18年度～) 給料 ▲5.8%(現給保障あり) 地域手当 ▲1.2%
平成18年度	▲0.01%	—	4.45月	—	
平成19年度	0.13%	給料表、扶養手当 改定	4.50月	0.05月	↑ 管理職員給与カット措置
平成20年度	0.02%	—	4.50月	—	
平成21年度	▲0.26%	給料表、住居手当 マイナス改定	4.15月	▲0.35月	
平成22年度	▲0.12%	給料表マイナス改定	3.95月	▲0.20月	地域手当 ▲0.8%
平成23年度	▲0.19%	持家住居手当廃止 昇給抑制の1号回復	3.95月	—	